別記様式(第5第1項関係)

業績年俸支給一時差止処分書

　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　広島大学　　　規則第　条第　項の規定に基づき，業績年俸の支給を一時差し止める。

　なお，この処分について不服があるときは，この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に広島大学長に対し不服申立てをすることができる。

　また，この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては，この処分の後の事情の変化を理由に広島大学長に対し，この処分の取消しを申し立てることができる。